福岡市優良耐震プレート表示制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震に強いまちづくりを目指し制定した福岡市建築基準法施行条例(平成19年福岡市条例第29号。以下「条例」という。)第6条の2の規定(平成20年10月1日施行)に適合する建築物を新築又は改築した場合に、その旨を表すシンボルマーク(以下「マーク」という。)を記載した優良耐震プレート(以下「プレート」という。)を当該建築物に表示し、建築物利用者を含め、広く市民に情報提供することにより、建築物の所有者等及び市民の耐震安全意識の向上を図ることを目的とする。

(制度の名称)

第2条 この制度の名称は、福岡市優良耐震プレート表示制度とする。

(用語の定義)

- 第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 建築物の所有者等 建築物の所有者、建築主、設計者、施工者及び管理者をいう
 - (2) 指定確認検査機関 建築基準法における指定確認検査機関をいう

(この制度の対象とする建築物)

第4条 この制度の対象とする建築物は、条例第6条の2及び同解説及び取扱いについて(平成20年9月1日付)の規定に適合するものとする。

(プレートの交付の対象とする建築物)

- 第5条 プレートの交付の対象とする建築物は、前条においてこの制度の対象とする建築物のうち、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 建築基準法による建築確認を受けた建築物
 - (2) この要綱に基づくプレートの交付を過去に受けたことがない建築物

(マークの作成)

- 第6条 マークの作成は、市長が行う。
- 2 マークについては、商標登録を受けるものとする。

(プレートの様式)

第7条 プレートの様式は、福岡市優良耐震プレートデザインマニュアル(以下「マニュア ル」という。)に定めるところによる。

(プレートの作成者及び提供)

第8条 市長は、統一的な利用の促進を図るために、マニュアルに基づいた基本形のプレートを作成し、プレートの交付者に提供するものとする。ただし、基本形以外のプレートについては、マニュアルの規定に基づき、建築物の所有者等が負担し、作成できるものとする。

(プレートの交付の申請者)

第9条 プレートの交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、第5条に 規定する建築物の所有者等のうちプレートの交付を希望するものとし、確認済証の写し、 建築計画概要書の写し等をプレート交付申請書(第1号様式)に添付して、市長に提出し なければならない。

(プレートの交付)

- 第 10 条 市長は、前条の規定によりプレートの交付の申請を受けた場合において、プレート の交付を適当と認めるときは、すみやかに交付の決定をしなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する交付の決定をした場合には、申請者に対しプレートを 1 枚交付 するものとする。
- 3 市長は、前項のプレートの交付と併せて適合する旨の文書を交付することができる。

(プレートの建築物への表示等)

- 第 11 条 プレートの交付を受けた者は、原則として、当該プレートを当該交付に係る建築物の見やすいところに表示しなければならない。
- 2 プレートの交付を受けた者は、マニュアルの規定に基づき、プレートの交付を受けたことを、当該建築物のホームページ及び印刷物に掲載することができるものとする。

(プレートの有効期限)

第12条 プレートの有効期限は、原則として定めない。

(完了実績報告)

第13条 建築物の所有者等は、当該建築物の新築又は改築が完了したときは、速やかに完了 実績報告書(第2号様式)に検査済証の写し、プレートの表示が確認できる写真等を添付 して、市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第14条 市長は、プレートの交付に関して必要な限度において、交付を受けた者から、報告 若しくは資料の提出を求め、又はその者の承諾を得て現地調査を行うことができる。

(交付の決定の取消し)

- 第 15 条 市長は、プレートの交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、 その交付の決定を取り消すことができる。
 - (1) 当該建築物が建築基準法及び関係法令の規定に著しく違反している場合
 - (2) 偽りその他不正な手段によりプレートの交付を受けたことが判明した場合
 - (3) 当該建築物が耐震性に係る用途変更, 増改築等の改変を行い, 条例第6条の2及び同解説及び取扱いについての規定に不適合となった場合
 - (4) 正当な理由が無く,前2条に規定する報告若しくは資料の提出及び調査を拒否した 場合
 - (5) 申請者がプレート交付取消申請書(第3号様式)を提出した場合
- 2 市長は、前項の規定により交付の決定が取り消された場合には、プレート返却命令書(第 4号様式)により返却を命ずることができる。
- 3 前項の規定により、プレートの返却を命じられた建築物の所有者等は、既に交付を受けたプレート及び第10条第3項に規定する文書を市長に返却しなければならない。

(守秘義務)

第 16 条 プレートの交付に関係した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(普及促進)

第17条 市長は、条例第6条の2の規定に適合する建築物の建築促進並びにマーク及び プレートの普及並びに啓発に関し、指定確認検査機関及び建築物の所有者等の協力を得る とともに必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

- 第18条 市長は、プレートの交付に係る建築物を、申請者の同意を得た上で、福岡市のホームページ及び広報誌等に公表できるものとする。
- 2 公表する事項は、次の各号に掲げる事項のうち申請者の同意を得たものとする。
 - (1) 建築物の名称
 - (2) 建築物の所在地
 - (3) 建築物の用途
 - (4) 建築物の所有者の氏名(法人にあっては、名称)
 - (5) 建築物の設計者等(意匠設計者・構造設計者)
 - (6) 建築物の施工者
 - (7) 建築物の竣工年月

(その他)

第 19 条 プレートの作成及び交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、マニュアルに定めるところによる。

(委任)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。